

財団法人 岐阜市にぎわいまち公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）という。

(事務所の位置)

第2条 公社の事務所を岐阜市神田町1丁目11番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、岐阜市における都市整備事業を効率化ならしめるための事業を補完的に行うことにより、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する調査研究及び情報の提供
- (2) 市民のまちづくり活動の育成と支援及び助成
- (3) 中心市街地活性化に関する事業
- (4) 岐阜市駐車場条例（昭和43年岐阜市条例第9号）に規定する駐車場及び公共施設に設置されている駐車場等の管理
- (5) 学校の移転、分離及び統廃合並びに拡張に伴う学校施設の建設、管理及び処分
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のための必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 公社の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金等の収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第6条 公社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち基本財産として記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附金品であって寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産処分の制限)

第7条 基本財産は、処分し又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得た後主務官庁の認可を受けたときは、その一部を処分し又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 会社の資産は理事長が管理運用し、その方法は理事会で定める。

- 2 財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し又は国、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもってあてる。

- 2 会社は、理事会の議決を得て事業に必要な借入れをすることができる。

(予算及び決算)

第10条 会社の事業計画及び予算は、会計年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を得て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 決算は、毎会計年度終了後遅滞なく、その年度の財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て、理事会の承認及び評議員会の同意を得なければならない。
- 3 決算の結果剰余金を生じたときは、理事会の議決及び評議員会の同意を得て一部又は全部を翌年度に繰り越し又は基本財産に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第11条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役職員等

第12条 削除

(会社の役員)

第13条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 9人以上11人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、公社を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会の議決に基づき公社の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会または岐阜県知事に報告すること。

(4) 前号の報告するため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、または招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充しなければならない。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のためその職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、勤務状況に応じ有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(事務局)

第18条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

第5章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各事項を議決する。

- (1) 資金の借入及び償還の方法
- (2) 予算を伴わない権利の放棄又は業務の負担
- (3) その他理事が必要と認めた事項

(招集)

第21条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して通知しなければならない。

(議事)

第22条 理事会の議長は、理事長があたる。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(書面表決)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前条第2項及び第3項の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議録)

第24条 会議の議事については会議録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席代表者2人が署名しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第25条 公社に、評議員9人以上11人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第15条、第16条並びに第17条第1項本文及び第2項の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第26条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会の互選により定める。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し及び助言する。

5 第22条第2項及び第3項、第23条並びに第24条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第27条 寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得て、主務官庁の認可を受けなければならない。

第8章 解散及び清算

(解散)

第28条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する事由のほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得たときに解散する。

(清算)

第29条 清算人は、理事の互選した3人とする。

第30条 清算人は、公社を代表し清算を行うに必要な一切の権限を有する。

2 解散のときに存する残余財産は、すべて岐阜市に帰属するものとする。ただし、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上の議決をした場合は、公社と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附することができる。

第9章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、公社設立の日から施行する。

(設立時の役員)

2 公社の設立当初の役員の任期は、昭和45年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 公社の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず公社設立の日に始ま

り昭和44年3月31日に終わるものとする。

附 則（昭和46年3月25日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月9日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和56年9月14日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和63年10月6日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成元年3月30日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成4年3月10日議決）

1 この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成4年3月30日）から施行する。

2 この寄附行為の変更後により、増員された役員の任期は、変更後の第15条の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。

附 則（平成7年3月27日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成10年12月15日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成11年1月5日）から施行する。

附 則（平成12年3月28日議決）

1 この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成12年4月6日）から施行する。

2 この寄付行為の変更後により、選任された評議員の任期は、変更後の第25条の規定にかかわらず平成14年3月31日までとする。

附 則（平成13年11月22日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成13年12月28日）から施行する。

附 則（平成15年2月5日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成15年4月1日）から施行する。

附 則（平成19年2月28日議決）

この寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成19年3月6日）から施行する。

附 則（平成20年11月19日議決）

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可を受け、平成20年12月1日から施行する。